

沖縄県立沖縄ろう学校
「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。何らかの理由により、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組むための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由でもいじめを行ってはいけない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全児童生徒が安心して学習し、その他の教育活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」第 22 条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 児童生徒が友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送れる環境を作る。

(2) 児童生徒が自己肯定感を高めながら、集団の一員として互いに認め合える人間関係を作れる環境作りをする。

(3) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りをする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織「人権・いじめ防止教育委員会」の設置

年 2 回（8 月末・2 月）に各学部の情報交換を行い、学校全体で情報を共有するために開催する。

いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の職員で抱え込むのではなく、組織として対応する。

(構成員)

- ①校長、教頭、各学部主事、寮務主任、各学部・寄宿舎生徒指導部
- ②事案発生時より〔当該学級担任、各学部教育相談係関係教諭（部顧問等）、必要に応じて教育支援部及びスクールカウンセラー（外部専門家）〕を追加構成員とする。

4 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1)いじめの未然防止

- ①児童生徒の関わりを大切にし、一人一人に寄り添った学級経営に努める。
- ②児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感をはぐくむ授業作りに努める。
- ③児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(2)いじめの早期発見の取り組み

- ①教育相談（いじめ）アンケート（年2回）や教育相談（年1回）を実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②家庭訪問や三者面談時による情報交換を行う。
- ③学部会、分掌部会等での情報交換及び共通理解を図る。
- ④児童・生徒朝会、生徒指導に関する講話を実施する。
- ⑤児童生徒と教師との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて児童デイサービス、地域や関係機関等と連携していじめの早期発見に努める。

(3)いじめに対する措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめ事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、早急に校長に報告する。
- ③校長は「人権・いじめ防止教育委員会」を開き、今後の組織的な対応について具体的な手立てや役割分担を協議する。また、県教育委員会への連絡する。
- ④再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援を全力を尽くして行うという姿勢で対応する。
- ⑤いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を教育的配慮のもと継続的に行う。
- ⑥いじめを受けた児童生徒が安心して学校教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑦いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑧ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑨いじめが学校だけでの解決が困難な場合もある。その際は、全教職員の共通理解、保護者の協力、県教育委員会、児童相談所、所轄警察署等関係機関と連携して対処する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）
- ②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（「いじめ防止対策推進法」第28条第2項）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

(2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。
- ②県教育委員会と協議の上、当該関係に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1)学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2)学部会、分掌部会、学校評価アンケート、教育相談アンケート、職員会議の反省等よりいじめに関する取組の検証を行う。

（令和7年1月改正）